

報告第2号

平成30年4月15日執行清須市議会議員一般選挙の投票所  
内氏名掲示の順序のくじの日時及び場所について

平成30年4月15日執行清須市議会議員一般選挙の投票所内氏名掲示の  
順序のくじの日時及び場所を下記のとおりとする。

平成30年2月13日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 鈴木 勝

記

日 時 平成30年4月8日（日）午後5時30分

場 所 清須市役所 北館3階（清須市須ケ口1238番地）

【提案理由】

公職選挙法第175条第2項は、「投票所内（期日前投票所含む）で公職の候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。」と規定しており、投票所内氏名掲示については同条第3項により「市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があった日において（中略）（立候補の）届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。」と規定されているため、そのくじについての日時及び場所をあらかじめ決めておくものです。また、このくじについては、同条第7項に規定されているとおり「立ち会うことができる」というものです。